

令和7年度 事業計画

【実施事業等会計】

公益目的支出計画に基づき、公共の福祉の増進に資することを目的として実施する事業に関する会計

1 交通問題に対する市民の意識の啓発及び交通道德等の普及啓蒙に関する事業

事業費 3,694 千円

市営交通事業への理解と更なる利用を促すとともに、交通問題に対する市民の意識の啓発を図るため、市民参加型の各種イベントを実施する。また、交通道德等の普及啓蒙を図るため、乗客マナーポスターの掲出等を行う。

(1) 「市電フェスティバル」の開催(2,306 千円)

路面電車をご利用いただいているお客様に対して、日頃の感謝と路面電車のPR、また、路面電車への乗客誘致を目的としたイベントを実施する。

(2) 「地下鉄・路面電車子ども絵画展」の開催(614 千円)

小学生以下の子どもを対象に地下鉄・路面電車をテーマとした絵画を募集し、展示及び優秀作品の表彰を行う。

(3) マナー啓発に関する事業(377 千円)

利用者に乗車マナーに対する意識を一層高めていただくよう「乗車マナーポスター」を作成し、地下鉄駅や地下鉄及び路面電車車内に掲出する。

(4) 「地下鉄・路面電車子ども交通教室」の開催(373 千円)

交通マナーの醸成や市営交通のPRを目的に、夏・冬休み期間の小学生を対象として普段見ることができない地下鉄車両基地及び電車事業所の見学等を行う。

(5) 業務用掲示板に関する事業(24 千円)

地下鉄、路面電車の最新情報等を掲示するほか、タウン情報誌「ウィズユー」、
「地下鉄・路面電車ご利用ガイド」及び「市電路線図」等を備え付け、配布する。
また、当公社が行う各種イベントの紹介を行う。

2 交通事業の利用者の便益増進に関する事業

事業費 8,346 千円

市営交通に対する多種多様なニーズに応え、利用者の便益を図るため、市営交通の利用ガイドのほか、情報誌等を発行し、顕在的な利用者のみならず潜在的な利用者に対しても有益な情報を発信する。

(1) タウン情報誌「ウィズユー」の発行(5,124 千円)

地下鉄・路面電車の最新情報のほか、沿線店舗等の紹介、イベント情報等を掲載したタウン情報誌「ウィズユー」を季節ごとに年4回発行し、地下鉄各駅、市営交通関連施設及び北海道さっぽろ観光案内所等で配布する。

(2) 「地下鉄・路面電車ご利用ガイド」の発行(2,668 千円)

地下鉄・路面電車の利用方法、各種乗車券の紹介等を掲載した冊子「地下鉄・路面電車ご利用ガイド」を発行し、地下鉄各駅、札幌市交通局関連施設及び各区役所等で配布する。

(3) 「市電路線図」の発行(263 千円)

路面電車利用者の利便性向上や乗客誘致を目的に、路線案内、乗車方法及び乗車券等の案内や沿線観光施設の最新情報等を掲載した「市電路線図」を発行し、路面電車車内等で配布する。

(4) 「駅周辺地図」の作成(291 千円)

観光客への駅周辺施設等の案内に活用することを目的に、地下鉄主要駅である大通駅、さっぽろ駅、すすきの駅、豊水すすきの駅及び中島公園駅の「駅周辺地図」を作成し配布する。

3 交通事業の記念物及び資料の保存並びに公開に関する事業

事業費 15,676 千円

札幌市交通局の委託を受け、市営交通の歴史を発信していく拠点としての「札幌市交通資料館」の管理運営業務を通じ、市営交通への愛着心の醸成、興味関心の向上につながる施設を目指す。

(1) 交通資料館の管理、運営、展示企画に関する業務

交通資料館における展示物の案内及び操作方法の説明、学習プログラムを含む団体見学の対応などの学習支援、来館者の安全確保、展示車両、車両部品などの展示物や屋外展示場の管理業務に関する業務を行う。

また、交通資料館の魅力向上に資する展示品の入れ替え、来館促進に関する事業を企画立案し実施する。

【その他会計】

実施事業等会計以外の事業に関する会計

I 受託事業

札幌市の委託を受けて行う市営交通事業に関する事業

1 定期券発売等に関する事業

事業費 386,971 千円

(1) 定期券等各種乗車券の発売等に関する事業(337,718 千円)

定期券発売所（9 か所）において定期券、各種乗車券等の発売及び払戻業務を行う。また、札幌市交通案内センターにおいて公共交通機関の路線及び運賃、時刻等についての電話案内及びメールフォームを活用した料金案内等を行う。

(2) 遺失物の管理及び遺失物等の取扱いに関する事業(49,253 千円)

札幌市交通局忘れものセンターにおいて、遺失物の収納、保管、引渡し等に関する業務を行う。また北海道札幌方面中央警察署に対する遺失物及びデータの届け出等を行う。

2 各種乗車券の販売促進等に関する事業

事業費 59,433 千円

(1) 乗車券等の作成及び管理に関する事業(109 千円)

乗車券、一日乗車券等の作成及び磁気情報入力業務を行う。また作成した乗車券の検収業務、札幌市交通局及び各交通事業者への受払いに関する業務を行う。

(2) 乗車券等の発売に関する事業(59,324 千円)

交通局庁舎内において、一日乗車券の発売及びこれに係る料金の徴収・集計等に関する業務を行う。

3 広告業務等に関する事業

事業費 72,973 千円

(1) 広告業務に関する事業(65,277 千円)

車両や関連施設に掲出する広告の申込受付、掲出・撤去の指示、広告媒体の保守管理、関連企業との調整、広告料金等の積算、広告広報に係る印刷物の制作、広告媒体に係る調査業務、広告受付管理システムの更新及びデジタルサイネージの入力業務等を行う。

(2) 「ホリデー・テーリング」の実施(4,216 千円)

小学生を対象に、公共交通機関の利用方法や乗車マナーの習得及び地下鉄・路面電車の利用促進を図るため、札幌市内の公共施設や観光施設等をまわるスタンプラリーを実施する。

(3) 地下鉄利用促進イベントの実施(3,480 千円)

地下鉄・路面電車の更なる PR 及び利用促進を図るため、地下鉄・路面電車謎解きラリーを実施する。

4 地下鉄駅(49駅)の業務に関する事業

事業費 3,561,813 千円

(1) 運行関係業務

列車が安全・定時に運行するとともに、お客様の安全確保と円滑な乗降を確保するための業務を行う。また、事故発生時等は、迅速な応急措置を行うとともに、附帯事故の防止、列車運転の早期再開を図る。

(2) 駅舎管理業務

地下鉄駅構内におけるお客様の安全を確保するため、駅構内の巡回及び点検、駅構内秩序の維持等に関する業務を行う

(3) 営業関係業務

お客様が快適に安心して地下鉄をご利用できるよう、積極的なご案内やお困りのお客様への介助等を行う。また、始終業時対応、乗車料金の収納、遺失物の取扱い、自動出改札装置等の取扱いを行うほか、小学校等による駅舎見学などの対応を行う。

(4) 各種イベント等における対応

さっぽろ雪まつりや、札幌ドームで開催されるスポーツの試合およびコンサートなど、各種イベントの開催時における関係駅にて、列車の運行及びお客様の安全確保に努める。

(5) 札幌市交通局が管理する乗継施設等に関する業務

札幌市交通局が管理するバスターミナル等の待合室などの開錠及び施錠等を行う。

Ⅱ 収益事業

実施事業等会計の事業の財源確保のため行う事業

収益予算 158,036 千円

1 自動販売機の運営に関する事業(61,567 千円)

地下鉄駅構内等に設置している自動販売機の管理運営を行うとともに、駅構内における自動販売機の利用ニーズを踏まえ、求められる商品性について調査・研究を行い今後の自動販売機設置について検討を行う。

2 コインロッカーの運営に関する事業(46,916 千円)

地下鉄駅構内に設置しているコインロッカーの管理運営を行うとともに、利用状況を踏まえてコインロッカーの需要や利用サイズについて確認し、必要に応じて設置サイズ、口数の変更に係る検討を行う。

3 パークアンドライド駐車場に関する事業(42,395 千円)

公共交通の利用促進、都心部の混雑緩和の観点から札幌市交通局の未利用地を賃借し、パークアンドライド方式の駐車場の管理運営を行う。

4 オリジナルグッズ・ミニチュアの販売に関する事業(7,158 千円)

地下鉄・路面電車への親しみと愛着を深めてもらうため、幅広い年齢層に楽しんでもいただける市営交通に係るオリジナルグッズを製作し、札幌市交通資料館などで販売する。

Ⅲ 軌道運送事業

収益予算 2,527,525 千円

1 路面電車の運行に関する業務

札幌市交通局が保有する車両及び軌道施設を借り受け、旅客運送業務を実施する。

2 軌道施設及び車両の維持管理に関する業務

札幌市交通局からの委託を受け、路面電車の運行に関する業務で使用する車両及び軌道施設（線路・電路）の維持管理業務を実施する。

3 軌道運送事業に付随する業務

- (1) 路面電車の車両及び軌道施設を媒体とした広告販売業務を実施する。
- (2) 企画乗車券の販売、沿線事業者や公共施設などと連携した路面電車の利用促進イベント等を実施する。

【法人会計】

法人の管理業務に関する会計

I 適正な事務の執行

関係法令に則った事務を行うとともに、法人自らによる企業統治や積極的な情報公開の実施により、一般財団法人として適正な事務を執行する。

II 更なるコンプライアンスの浸透と強化

コンプライアンスに関する研修や情報発信を継続的に実施することで、引き続きコンプライアンスの浸透と強化を図る。

【その他庶務事項】

評議員会及び理事会の開催

・評議員会

6月、3月に評議員会を開催するほか、必要の都度、開催する。

・理事会

6月、11月、3月に理事会を開催するほか、必要の都度、随時開催する。